

第2章 屋内貯蔵所

第1 共通事項

屋内貯蔵所においては、貯蔵のための取扱いはよいが、貯蔵の概念を離れるその他の取扱い（指定数量以上）はできないものである。【昭和37年4月6日消防危第44号】

第2 平屋建て独立専用建物の屋内貯蔵所の基準

1 保安距離

政令第10条第1項第1号

「保安距離」は、「第1章 製造所」第3、1の基準の例によること。

2 保有空地

政令第10条第1項第2号

「保有空地」は、「第1章 製造所」第3、2の基準の例によること。（（2）を除く）ただし、政令第10条第1項第2号のただし書の規定により、2以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するときにおいて、規則第14条の規定を適用する場合を除く。

3 標識・警戒標

政令第10条第1項第3号

4 貯蔵倉庫の形態、軒高等

政令第10条第1項第3号の2・第4号

「軒高」とは、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架台を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さをいうものであること。【平成元年3月1日消防危第14号】

5 貯蔵倉庫の床面積

政令第10条第1項第5号

6 貯蔵倉庫の構造

政令第10条第1項第6号

延焼の恐れのある外壁については、「第1章 製造所」第3、5、（1）及び（2）によること。

7 屋根の構造

政令第10条第1項第7号

屋根の材料として、軽量の耐火構造（耐火構造として国土交通大臣が指定した認定品の折板等）でも差し支えない。

8 窓及び出入口の構造

政令第10条第1項第8号

9 出入口に用いるガラスについて

政令第10条第1項第9号

10 浸水防止

政令第10条第1項第10号

11 床、傾斜、貯留設備、架台

政令第10条第1項第11号、第11号の2（規則第16条の2の2）及び、「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について」【平成8年10月15日消防危第125号】によること。

- (1) 床、傾斜、貯留設備については、「第1章 製造所」第3、9によること。
- (2) 架台に貯蔵する容器等については、不燃材の柵を設ける等、落下防止措置を講じること。【平成元年7月4日消防危第64号】
- (3) 移動式架台による貯蔵については、危険物の引火点が70℃以上の物であり、柵は危険物の容器を出し入れするために移動するときを除き、貯蔵倉庫の床に固定できる構造の物である。また、貯蔵倉庫に設ける消火設備については、第3種二酸化炭素消火設備とすることをもって、設置可能である。【昭和50年2月17日消防予第20号】

12 採光、照明、換気、可燃性蒸気高所排出設備

政令第10条第1項第12号

採光、照明、換気設備については、「第1章 製造所」第3、10及び11によること。なお、「可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留する恐れのある」については、屋内貯蔵所においては引火点70℃未満の危険物を貯蔵する場合と読み替えること。

13 電気設備

政令第10条第1項第13号

電気設備については、「第1章 製造所」第3、17によること。

14 避雷設備

政令第10条第1項第14号

避雷設備については、「第1章 製造所」第3、19によること。

15 第5類の貯蔵倉庫

政令第10条第1項第15号

第3 平屋建て以外の屋内貯蔵所の基準

政令第10条第2項に規定する平家建以外の建築物の屋内貯蔵所の基準は次によること。

1 階高

政令第10条第2項第1号

「階高」とは、各階の床面から上階の床面までの高さをいい、最上階にあつては床

面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さをいうものであること。【平成元年3月1日消防危第14号】

2 床面積

政令第10条第2項第2号

3 建物の構造

政令第10条第2項第3号

4 貯蔵倉庫の2階以上の階の床等

政令第10条第2項第4号

採光、照明、換気、可燃性蒸気高所排出設備については、各階毎に有効に設置すること。

第4 建物の一部に設置する屋内貯蔵所の基準

政令第10条第3項に規定する建物の一部に設置する屋内貯蔵所の基準は次によること

1 耐火構造建築物であること

当該建築物の構造は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画しても、耐火構造以外の構造が含まれるものは認められない。【平成元年7月4日消防危第64号】

2 耐火構造である建物の1階又は2階いずれか一の階に設置すること

政令第10条第3項第1号

同一の階において隣接しないで設ける場合に限り、一の建築物に2以上設置することができる。【平成元年7月4日消防危第64号】

3 地盤面以上に設置し、階高を6m未満とすること

政令第10条第3項第2号

4 床面積は75㎡を超えないこと

政令第10条第3項第3号

2以上の屋内貯蔵所を設ける場合は、隣接しないように設け、各貯蔵所において75㎡を超えないこと。

5 屋内貯蔵の用に供する部分の構造

政令第10条第3項第4号

(1) 「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」には、平成12年建設省告示第1399号第1、1、トに適合する壁（厚さ75mm以上の軽量気泡コンクリート製パネル）も含まれる。【平成2年10月31日消防危第105号】（以降の章において同様とする）

(2) 建築物の製造所等の用に供する部分と当該建築物の他の部分とを区画する床又は壁（以下「隔壁」という。）には、防火上有効なダンパー等を設けることにより隔壁に換気又は排出の設備を設けることができる。【平成2年3月31日消防危第28号】

6 出入口の構造

政令第10条第3項第5号

7 窓を設けないこと

政令第10条第3項第6号

8 防火上有効なダンパーを設けること

政令第10条第3項第7号

9 可燃性蒸気高所排出設備について

政令第10条第3項を適用する屋内貯蔵所において、可燃性蒸気高所排出設備を設ける場合、「屋根上に排出する」を「屋外高所に排出する」と読み替えること。この場合、排出口の高さについては、「第1章 製造所」第3、11の例によること。

第5 特定屋内貯蔵所の基準

政令第10条第4項に規定する特定屋内貯蔵所の基準は、次のとおりとする。

1 保有空地

規則第16条の2の3第2項第1号

2 床面積

規則第16条の2の3第2項第2号

3 建物の構造

規則第16条の2の3第2項第3号

屋根の構造については、30分耐火以上、国土交通大臣の認定耐火とする。

4 出入口

規則第16条の2の3第2項第4号

第6 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所

「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」【平成10年3月27日消防危第36号】によること。

第7 危険物以外の物品の貯蔵

規則第38条の4第1項に規定される物品以外であっても、危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資器材等については、次により必要最小限の量に限り存置できるものであること。【平成10年3月16日消防危第26号】

- (1) 貯蔵用資器材、梱包用資器材及び空容器類については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1m以上の間隔を置くとともに、積み重ねる場合は、周囲で貯蔵する危険物に悪影響を及ぼさないよう、積み重ね高さに留意すること。
- (2) 荷役機器については、消火活動上支障のない専用の場所を定めて置くこと。なお可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所で使用するフォークリフトは、防爆構造の

ものとする。

- (3) 防災資器材については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1 m以上の間隔を置くとともに、当該防災資器材が使用できないときの代替措置が講じられているものであること。

第8 リチウムイオン蓄電池の貯蔵

リチウムイオン蓄電池を貯蔵する場合は、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」【平成23年12月27日消防危第303号】によること。